

岩手県告示第272号

令和6年3月21日付け官報第1185号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和6年農林水産省告示第580号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和6年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 遠野市上郷町細越34地割56の1から56の3まで、65
- (2) 所在が不明である通知の相手方 両川寛

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所